


## ご利用ください! 休日の市役所窓口

問 市 米原近江地域協働課(米原庁舎) ☎52-6927 FAX 52-4539  
市 収納対策課(近江庁舎) ☎52-3189 FAX 52-6930


転出、転入、転居などの住民異動の手続きが多くなる3月・4月は、休日に窓口業務のほか、市税や公共料金の納付、納税相談も同時に行っています。以下の休日窓口をご利用ください。

実施日 (受付時間8時30分~12時)	場所
3月28日(日)	近江庁舎、伊吹庁舎
4月 4日(日)	米原庁舎、山東庁舎

24



マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアで各種証明書の取得ができます。



### 業務の内容

- 住民異動届(転出、転入、転居)の受付  
(マイナンバーカードと住基カードを利用した転出・転入届、住民票の広域交付などはできません)
- 住民票、戸籍、税に関する証明書の発行
- 印鑑登録申請、印鑑登録証明書の発行
- 市税等の納付
- マイナンバーカードの受領
- 納税相談(4月4日のみ)

転勤、就職、進学などで住所が変わる人へ  
市役所へ住所変更の届け出を忘れずに!

届け出は14日以内に!

#### ○転出届

米原市から他の市区町村へ引っ越しする人



#### ○転居届

米原市内で住所を移転した人



#### ○転入届

他の市区町村から米原市へ引っ越しした人



※手続きに必要なものは市公式ウェブサイトに掲載しています。不明な点は、米原近江地域協働課へお問い合わせください。

## バイクや農耕作業車、軽自動車の名義変更・廃車手続きは3月中に

問 市 税務課(近江庁舎) ☎52-1556 FAX 52-8730

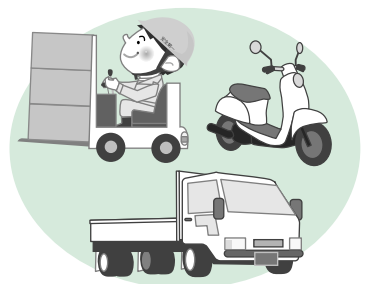
軽自動車税は、毎年4月1日に原動機付自転車や小型特殊自動車(コンバイン、フォークリフト等)、四輪の軽自動車などを所有している人に課税されます。

次のような場合、**3月中に名義変更や廃車手続きをしていないと、軽自動車税がかかります**ので、必ず手続きをしてください。

・他人へ譲った ・故障などで廃棄した ・盗難に遭った など

※亡くなった人が所有していた車両がある場合は、現在の所有者へ名義変更の手続きが必要です。

※小型特殊自動車の耕運機は、乗用装置または被けん引車(荷台)が無い場合は、登録の必要はありません。



### 申請窓口

車両によって窓口が違います。必要書類等は、それぞれお問い合わせください。

- 原動機付自転車・小型特殊自動車  
(米原市・旧町ナンバーの車両)  
▷税務課(☎52-1556)または各庁舎窓口へ
- 軽自動車(滋賀ナンバーの軽三・軽四輪)  
▷軽自動車検査協会(☎050-3816-1843)へ  
軽自動車検査協会ウェブサイト▶
- 125ccを超える二輪車  
→滋賀運輸支局(☎050-5540-2064)へ



### 転入や転出する人へ 軽自動車の手続きもお忘れなく

- 米原市ナンバーの車両  
各庁舎窓口で登録・廃車の手続きをしてください。
- 滋賀ナンバーの車両  
軽自動車検査協会または運輸支局で手続きをしてください。  
※公道を走行しない場合もナンバー登録は必要です。

### 3月下旬は申請窓口が混雑します!

平日お越しいただくのが難しい人は、休日窓口や時間外窓口(17ページ)をご利用ください。

## 就職や退職等をしたら、14日以内に国民健康保険の届け出をしましょう

☎ 市 保険課(近江庁舎) ☎52-6922 FAX 52-8730

社会保険の人が退職などにより国民健康保険に加入する場合や、国民健康保険の人が就職などにより脱退する場合は、14日以内に市への届け出が必要です。どの健康保険にも加入しない無保険期間や、二重加入の期間をつくらぬため、速やかに加入・脱退の届け出をしてください。

**手続き先** 保険課、各庁舎窓口、各行政サービスセンター

### 加入(退職した時など)

#### 届け出に必要なもの

- ・社会保険を脱退したことが分かるもの(退職証明書、資格喪失証明書など)
- ・来庁者の本人確認書類

#### 届け出が遅れると・・・

加入月までさかのぼって国民健康保険税が課税されるため、1回当たりの支払額が高額になる場合があります。また、届け出までの期間にかかった医療費は全額自己負担となります。

### 脱退(就職した時など)

#### 届け出に必要なもの

- ・社会保険等の被保険者証
- ・国民健康保険証

#### 届け出が遅れると・・・

脱退の届け出があるまで、国民健康保険税が課税され続けます。また、社会保険加入後に国民健康保険証で医療機関を受診した場合、医療費の一部は市へ返還していただきます。

## 市民委員を募集します 米原市スポーツ推進審議会

「希望と元気あふれるスポーツコミュニティまいたばら」の実現に向けて政策等への意見をいただく審議会の委員を募集します。

### 応募資格

- ・満20歳以上で市内在住、在勤または在学の人(4月1日現在)
- ※市の他の審議会等の委員に2つ以上就いていない人

### 募集人数

2人以内

### 任期

委嘱の日から2年間

### 報酬

会議への出席1回につき5,000円

### 応募方法

3月1日(月)～3月31日(水)までに申込書を下記へ  
\*申込書は下記に設置の他、各庁舎窓口および市立図書館にも設置します。また、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

### お問い合わせ・申し込み先

市教委 スポーツ推進室(ルッチプラザ 生涯学習課内)  
☎55-8020 FAX 55-4556  
✉manabi@city.maibara.lg.jp

## 市有地を売却します

市有地を郵便型一般競争入札により売却します。市が定めた予定価格以上で最も高い価格で入札した人を落札者とします。

### 入札参加の 申込方法

申込書類を3月23日(火)までに郵送(簡易書留)または持参により管財課へ  
\*詳しくは公募要項をご覧ください。  
\*申込書類は市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

### 開札日

4月14日(水)

### 物件情報

物件 1	所在地	米原1150番地
	地目	宅地
	面積	355.49㎡
	最低売却価格	10,100,000円



### お問い合わせ・申し込み先

市 管財課(米原庁舎) ☎52-6781 FAX 52-4447